平成２４年５月１１日

各　　位

会 社 名　　株式会社　東 邦 銀 行
代表者名　　取締役頭取　北 村 清 士
（コード番号　８３４６　　東証第一部）
問合せ先
責任者役職名　　総合企画部長
氏　　名　　阪 路 雅 之
Ｔ　Ｅ　Ｌ　　(024)523－3131

定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、平成 24 年 5 月 11 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 24 年 6 月 26 日開催予定の第 109 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．定款変更の目的

社外取締役がその役割を十分に発揮できるよう、また見識・経験とも豊富な人材を招聘できるよう、社外取締役との責任限定契約の規定を新設するものであります。〔変更案第 32 条〕

これに伴い、現行定款第 32 条以降、条数を繰下げるものであります。

なお、第 32 条の規定の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

２．定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

３．日程

（１）定款変更のための株主総会開催日　　平成 24 年 6 月 26 日（火）

（２）定款変更の効力発生日　　平成 24 年 6 月 26 日（火）

以　上

別　紙

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　　更　　案
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
（新　設）	（社外取締役の責任限定契約） 第32条　当銀行は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項に規定する社外取締役の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。
第 32 条 ～　（省　略） 第 45 条	第 33 条 ～　（現行どおり） 第 46 条